

302012



16高出会第 426 号
平成 17 年 3 月 22 日

小中学校長 様

出納事務局会計課長

平成 17 年度給与資金前渡職員の指名等について（通知）

「高知県給与支給事務集中処理規則」第 5 条の規定に基づく平成 17 年度資金前渡職員の指名願を下記により提出してください。

なお、当該資金前渡口座につきましては、別添の平成 17 年 3 月 14 日付け出納課長からの通知にありますように、4 月 1 日からのペイオフ全面解禁に伴い「高知県」の口座として名寄せされるため、決済用預金に切り替えることになっていますので、金融機関窓口で手続をお願いします。

記

1 資金前渡職員指名願の提出

提出期限 平成 17 年 4 月 6 日(水)

2 資金前渡職員の指名願様式

Web の事務処理日程の様式集に記載例とともに掲載しています。

2 枚とも記入し、提出してください。

3 決済用預金への切替

金融機関窓口で、「高知県」に名寄せされる口座である旨を告げ、現行の「普通預金」から「決済用預金」へ切替の手続きをお願いします。

手続期限 平成 17 年 4 月 22 日（金）

4 その他

所属の全員が口座振込で資金前渡口座が休眠状態となっている場合でも解約せず、必ず、決済用預金への変更手続きを行ってください。

* 学校現場の給与の口座振込率は小中高合計で 96% であり、116 所属、336 人の現金受領者がいますので、全部の所属に資金前渡職員をおき、資金前渡口座を整備しておく必要があります。

* 決済用預金への切替手続は、出納課からの通知では 3 月末日までとなっていますが、給与資金前渡口座については、残高がないことから遅れても問題はないとのことなので、銀行窓口の混雑を避けるため 4 月に行ってください。



事務連絡
平成17年3月14日

各 課 室 長
議 会 事 務 局 長
監 査 委 員 会 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
企 業 局 長
病 院 局 長
各 出 先 機 関 長
各 出 納 員

出納課長

決済用預金への切替について【通知】

平成17年4月よりペイオフが全面解禁されることに伴い、これまで全額保護されていた普通預金(有利息)についてもペイオフの対象となることになっています。

4月以降は、(1)無利息、(2)要求払い、(3)決済サービス、の要件を満たした当座預金や利息の付かない普通預金など、「決済用預金」のみが全額保護されることとなります。

各所属で管理している公金を扱う普通預金口座については知事部局・教育委員会(含県立学校)・警察・公営企業(企業局・病院局(本庁・県立病院))・財団の一部(収納委託口座のみ、財団資金の口座は除く)の全てが「高知県」として名寄せされることとなりますので、そのすべてを保全のために決済用預金に切り替える必要があります。

つきましては、該当する普通預金口座について、管理している所属において、口座を開設している金融機関の取扱店で3月中に決済用預金への変更手続きをとってください。

※もし、決済用預金への切り替えを行わず、その後万一金融機関が破綻した場合、その口座に存する資金については高知県として名寄せされた結果、最終的に毀損が生ずるおそれがあります。各所属において責任を持って決済用預金への切替を行うようお願いいたします。

切替の対象となる公金口座は、資金前渡職員及び出納員名義の口座も含みます(所属長名や、出納員名、職員名の入ったものも含む)。また、給与にかかる資金前渡職員口座は切替の対象となりますが、近日中に別途通知を行いますので、この通知を参照のうえ、切替手続きをしてください。

どの口座が対象であるかどうかは出納課資金決算班に一覧(一部金融機関を除く)がありますので、ご照会ください。

* なお、親和会や任意団体などの口座は県名義への名寄せの対象外です。それらを決済用預金とするかどうかはそれぞれの団体の判断でお願いします。

また、現在使用していない休眠口座については、決済用預金に切り替えるのではなく、口座廃止の手続きをとってください。(各所属にて、公金を取り扱目的で開設した普通預金通帳などを保管していないかどうか必ず確認してください)

処理は原則3月中(できるだけ月末を避けること)に行ってください。ただし、残高の大きい口座などやむを得ず3月中に処理できない場合は、4月1日に必ず切替を行ってください。また、財団等の各種団体に収納委託をしている所管課については、その団体で必ず該当口座を公金のための口座として整理し、決済用預金への変更手続きを行うよう依頼してください。(公金と私金が混在した預金口座では名寄せ時に県全体の債権を正確に把握できなくなります)

また、指定金融機関である四国銀行以外の金融機関(指定代理金融機関の高知銀行、高知県連みずほ銀行、幡多信用金庫の各取扱店など)に公金口座がある場合についても残高に関わらず同様の処理をお願いします。

手続きの詳細については金融機関の窓口にお問い合わせください。

4月以降に県公金を扱う普通預金口座を開設される場合は必ず決済用預金とし、付利される口座を開設される場合は、必ず出納課と協議するようにしてください。

連絡先

出納課 資金決算班

TEL 088-823-9875/(内)2956

担当者 吉森/鍋嶋